資料 4

4. 踏切道対策の状況について

よみがな	つやまかいどう	所在地	鳥取県米子市道笑町二丁目67		
踏切道名	全 津山街道	道路名	道笑町通り線	道路管理者名	米子市
时则坦石	/丰山街足	鉄道路線名	山陰線	鉄道事業者名	西日本旅客鉄道



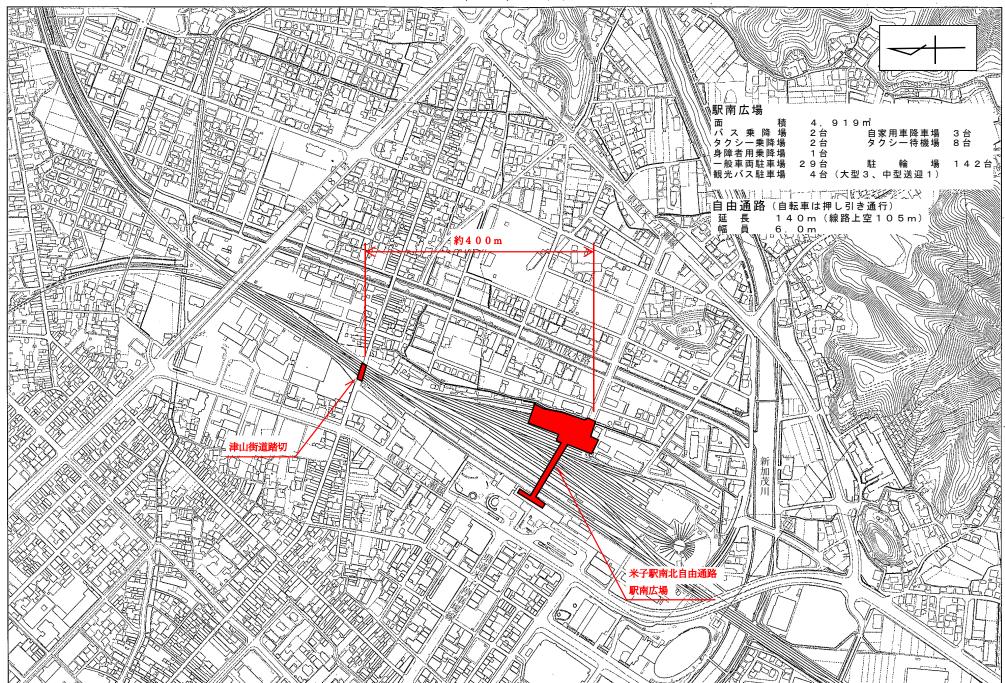
基準算定データ										R3年9月末時点
ピーク時遮断時間(分)	42	前後歩道との 幅員差(m)	1.5		事故別	件数	死者数			
A.踏切自動車交通遮断 量(台・時)	6,010	・ AとBの和	18, 800	踏切内の 事故発生 状況	踏切 事故	0	0	地域課題	-	
B. 踏切歩行者等交通遮 断量(人・時)	12, 790	A C D V) fil	10,000		道路交通事故	0	0			

カルテ踏切の基準									
開かずの踏切	自動車ボトルネック踏切	歩行者ボトルネック踏切	歩道狭隘踏切	通学路要対策踏切	事故多発踏切		多動等円滑化 要対策踏切		
0	-	-	-	-	-		-		

法指定の状況									
法指定年月日		指定に係る基準(踏切道改良促進法施行規則)							
-	-								

対策図・完了写真		対策実施の	状況		R6年1月末時点			
	進捗	協議会の 設置状況	改良計画書の 作成年度	事業化年度	工事着手年度			
米子駅南北自由通路等整備事業 計画概要平面図	指定前	指定前 〇						
第四番第四人の (日度) (日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本			対策内容					
日本 和 第 2 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	・踏切内外へ歩車道分離 ・迂回路表示看板設置(・米子駅南北自由通路及	推線表示(H23) H25) みび駅南広場整備完	了(R5.7月)					
	事業完了年度							
THE TABLE OF THE PARTY OF THE P	-							
A R X + E MA	除却年度		-					
	-							

位 置 図



【津山街道踏切】 交通量・交通流の調査

○調査実施日: 令和5年7月14日(金) ※南北自由通路開通前

令和5年10月18日(水) ※南北自由通路開通後

 ○調査時間:12時間(7時~19時)

○通常時:それ以外の時間帯

○交通方向: ①※県道米子広瀬線側から津山街道踏切へ

【交通量	랍】○総括		19時 間当り)				②※旧加茂川放	水路側から津山街	封道踏切へ	
	【踏切遮断機】 		交通方向		歩行者	自転車	バイク	車	交通量	
遮断回数	合計	平均	最長			(人)	(台)	(台)	(台)	(人・台)
					開通前	288	372	6	247	913
【南北自由	【南北自由通路開通前】			1	開通後	224	373	12	235	844
115 回	345 分	3分	10 分)分	差	-64	1	6	-12	-69
					開通前	370	455	12	285	1122
				2	開通後	253	379	12	232	876
【南北自由	通路開通後	÷]			差	-117	-76	0	-53	-246
119 回	-		7分		開通前	658	827	18	532	2035
			合計	開通後	477	752	24	467	1720	
					差	-181	-75	6	-65	-315

○考察 米子駅南北自由通路開通前後で全体交通量としては、約15%の減少となっている。個別の割合としては、歩行者が約28%、自転車が約9%、車が約12%それぞれ減となっている。このことから一定割合については、米子駅南北自由通路の完成により、歩行者、自転車はもとより、米子駅南側から米子駅構内にアクセスできるようになったことから、通勤、通学の送迎の車が減ったことによる津山街道踏切の通行量が減少したものと思われる。また、津山街道踏切には地下道が設置してあり、踏切遮断時の地下道利用率(開通後)は、歩行者約79%、自転車約34%で、通行に支障をきたしていない。併せて、調査時の踏切遮断時間は、平均3分程度で最長でも10分であり、法指定踏切(渋滞系)の判断基準となる踏切遮断時間40分以上を大幅に下回っていることに加え、踏切遮断時における踏切待ち車両(開通後)は平均1台程度で最大でも6台であったことから車両(自転車除く)の通行についても渋滞はなく、地元からの渋滞緩和対策の要望もない。





よみがな	はまだい1	所在地	鳥取県米子市淀江町西原321-2		
踏切道名	缩	道路名	一般県道赤松淀江線	鳥取県	
陷切起石	が かし	鉄道路線名	山陰線	鉄道事業者名	西日本旅客鉄道



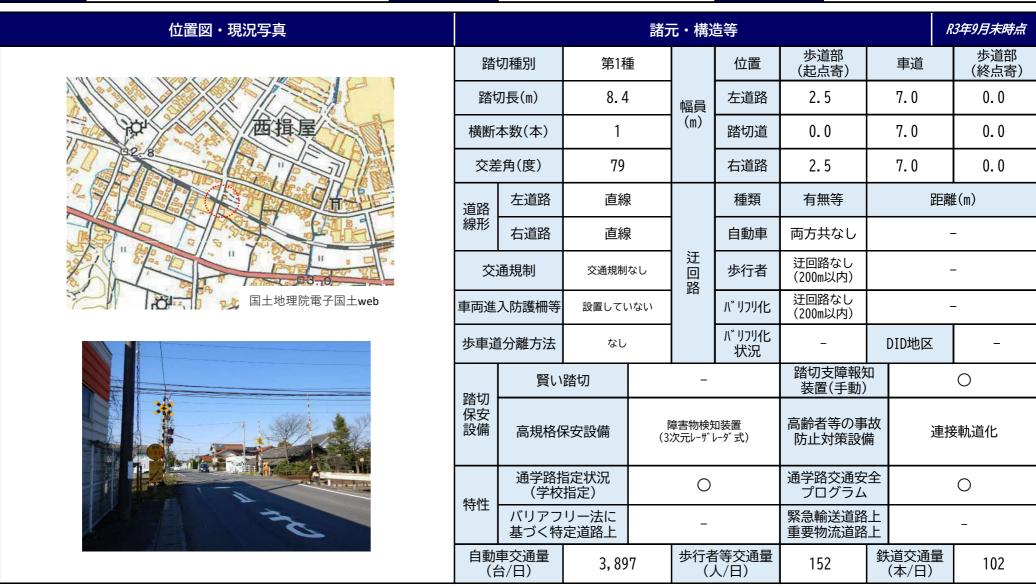
	基準算定データ										
ピーク時遮断時間(分)	8	前後歩道との 幅員差(m)	-1.3		事故別	件数	死者数				
A.踏切自動車交通遮断 量(台・時)	6,635	・ AとBの和	7, 931	踏切内の 事故発生 状況	踏切 事故	0	0	地域課題	 通学路指定されており歩道整備必	沙要	
B. 踏切歩行者等交通遮 断量(人・時)	1, 296	ACBの和	1, 931		道路交 通事故	0	0				

カルテ踏切の基準										
開かずの踏切	自動車ボトルネック踏切	歩行者ボトルネック踏切	歩道狭隘踏切	通学路要対策踏切	事故多発踏切		多動等円滑化 要対策踏切			
-	-	-	-	0	-		-			

法指定の状況									
法指定年月日		指定に係る基準(踏切道改良促進法施行規則)							
H29.1.27(旧法)	第2条第8号 (通学路要対策踏切)	-	-	-		_			



よみがな	しんまち	所在地	島根県松江市東出雲町揖屋42-3		
踏切道名	新町	道路名	市道新町・須田線	道路管理者名	松江市
始	林川四 」	鉄道路線名	山陰線	鉄道事業者名	西日本旅客鉄道



	基準算定データ										
ピーク時遮断時間(分)	9	前後歩道との 幅員差(m)	-2.5		事故別	件数	死者数				
A.踏切自動車交通遮断 量(台・時)	8, 184	AとBの和		踏切内の 事故発生 状況	踏切 事故	0	0	地域課題	 通学路指定されており、歩道整備 	请必要。	
B. 踏切歩行者等交通遮 断量(人・時)	319	ACBの和	8, 503		道路交 通事故	0	0				

カルテ踏切の基準									
開かずの踏切	自動車ボトルネック踏切	歩行者ボトルネック踏切	歩道狭隘踏切	通学路要対策踏切	事故多発踏切		多動等円滑化 要対策踏切		
-	-	-	-	0	-		-		

法指定の状況								
法指定年月日		指定に係る基準(踏切道改良促進法施行規則)						
H29.1.27(旧法)	第2条第8号 (通学路要対策踏切)	-	-	-	-			

対策図・完了写真		対策実施の	状況		R6年1月末時点		
	進捗	協議会の 設置状況	改良計画書の 作成年度	事業化年度	工事着手年度		
	事業中	0	R2	R3	R5		
	対策内容 						
	・全方位警報灯(H26) ・3D障害物検知装置(H ・歩道整備(R5~)	23)					
	事業完了年度		対策の効果	具等			
	-						
	除却年度		-				
	-						

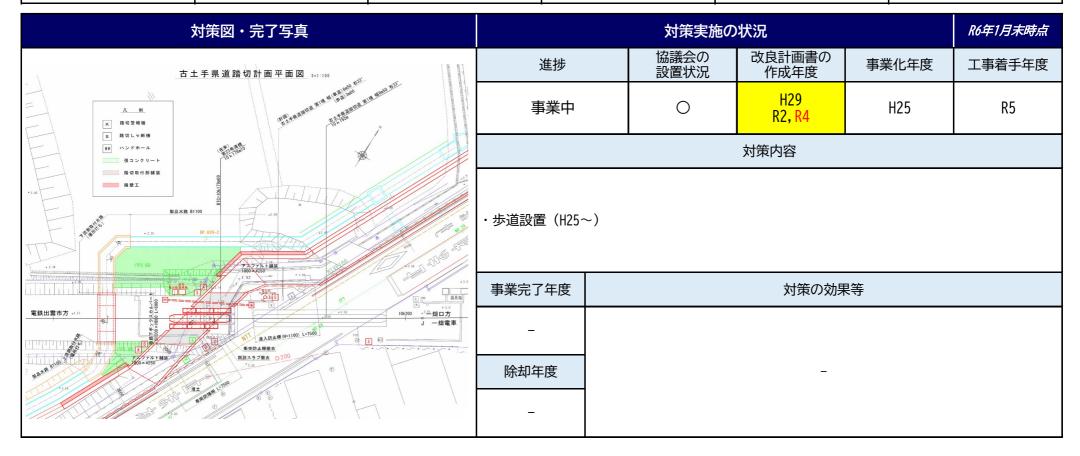
よみがな	ふるどてけんどう	所在地	島根県出雲市平田町1900-4					
踏切道名	古土手県道	道路名 一般県道出雲平田線		道路管理者名	島根県			
	口工于示理	鉄道路線名	北松江線	鉄道事業者名	一畑電車			



基準算定データ									R3年9月末時点
ピーク時遮断時間(分)	3	前後歩道との 幅員差(m)	0.0		事故別	件数	死者数		
A.踏切自動車交通遮断 量(台・時)	2, 048	AとBの和	2, 662	踏切内の 事故発生 状況	踏切 事故	0	0	地域課題	 通学路交通安全プログラムにおいて歩道設置が必要な箇所として指定されている。
B. 踏切歩行者等交通遮 断量(人・時)	614	ACBの和	2,002		道路交 通事故	0	0		

カルテ踏切の基準								
開かずの踏切	自動車ボトルネック踏切	歩行者ボトルネック踏切	歩道狭隘踏切	通学路要対策踏切	事故多発踏切		多動等円滑化 要対策踏切	
-	-	-	-	0	-		-	

法指定の状況							
法指定年月日		指定に係る基準(踏切道改良促進法施行規則)					
H29.1.27(旧法)	第2条第8号 (通学路要対策踏切)	-	-	-	_	-	



よみがな	さかい	所在地	島根県江津市敬川町2919-2					
踏切道名	1 ##	道路名	市道神主敬川境線	道路管理者名	江津市			
	堺	鉄道路線名	山陰線	鉄道事業者名	西日本旅客鉄道			



基準算定データ									R3年9月末時点		
ピーク時遮断時間(分)	9	前後歩道との 幅員差(m)	0.0		事故別	件数	死者数				
A.踏切自動車交通遮断 量(台・時)	2, 491	AとBの和	3, 096	踏切内の 事故発生 状況	踏切 事故	0	0	地域 課題	・通学路指定されており歩道整備が必要		
B. 踏切歩行者等交通遮 断量(人・時)	605	A C D V) fil	3, 090		道路交 通事故	0	0				

カルテ踏切の基準									
開かずの踏切	自動車ボトルネック踏切	歩行者ボトルネック踏切	歩道狭隘踏切	通学路要対策踏切	事故多発踏切		多動等円滑化 要対策踏切		
-	-	-	-	0	-		-		

法指定の状況							
法指定年月日		指定に係る基準(踏切道改良促進法施行規則)					
R4.1.21(現法)	第2条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-	-	-		

対策図・完了写真		対	策実施の)状況		R6年1月末時点	
	進捗	協議 設置	会の 状況	改良計画書の 作成年度	事業化年度	工事着手年度	
	事業中	()	-	R4	-	
	対策内容						
	・全方位型警報灯(H22、H23)						
	事業完了年度			対策の効果	具等		
	-						
	除却年度			-			
	_						